ACCESS
アクセス

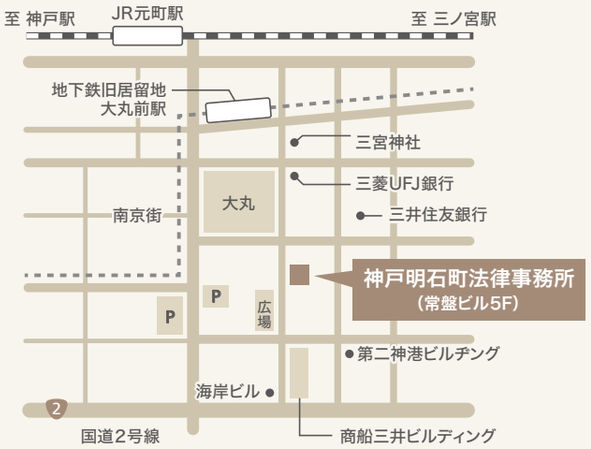

大丸神戸店南口を出て南に徒歩1分

JR・阪神　元町駅・・・・・・・・・・・徒歩約5分JR・
阪急・阪神　神戸三宮駅・・・・徒歩約10分当ビル
には駐車場はございません。
近隣の駐車場をご利用ください。

神戸明石町法律事務所
KOBE AKASHIMACHI LAW OFFICE

〒650-0037 神戸市中央区明石町30番地常盤ビル5F
TEL.078-325-1335　FAX.078-392-8432

https://kobeakashimachi-lawoffice.com/

• 当事務所の弁護士はいずれも兵庫県弁護士会に所属しています。

神戸明石町法律事務所
KOBE AKASHIMACHI LAW OFFICE

KOBE AKASHIMACHI LAW OFFICE

神戸明石町法律事務所

相手と自社の事実・法律関係を知れば、企業経営の百選危うからず

経営の前提となる社会におけるルールが法律であり、法律を踏まえた相手と自社の法律関係を整理、把握することは、紛争の予防、解決だけでなく、本来、経営判断においても、前提知識として当然知っておくべき、あるいは調べるべき事柄です。

また、企業経営においては、危うい選択を回避し、時にはリスクを承知で勝負をかける場合でもリスクをカバーする第2、第3の選択も視野に入れながら経営判断を行うことが重要であり、経営者の皆様が数々の選択を迫られたとしても、会社を無策で危険にさらすようなことにならないよう、弁護士を戦略的にご活用いただくことをおすすめいたします。

message 代表メッセージ

弁護士の仕事は、モノづくりと異なり、提供するサービスが見えにくいものであることが多く、仕事の出来の良し悪しは、実際に相談し、頼んでみないと分からないことが多いと思いますが、弁護士に相談、依頼する事件というのは、大なり小なり、人生の難事、企業の重大事であり、その費用についても決して少額ではなく、費用に見合った高品質のサービスを提供する義務があることは当然です。

相談時における分かり易い説明と丁寧なヒアリングは、単に依頼者の安心感のためだけではなく、どのような事実が立証に結びつくのか、最終的に依頼者が望む主張、解決に繋がっていくのかを依頼者に理解してもらい、良い解決に結びつく生の事実を引き出し把握、整理し、最適な法務戦略を提案するための土台となる重要な技術でもあると考えております。

また、弁護士は、学者や評論家とは異なり、あくまで問題解決のための実務家ですので、単なる法律論の説明だけでなく、具体的にどうすれば解決するのか、どうしていけばよいのか、解決のための戦略を、法務の観点から具体的に立案していくのが法的紛争解決のプロとしての仕事であると考えています。

そして、弁護士に相談、依頼する案件というのは、悩み、苦しんでいることが通常であり、これは個人だけでなく企業であっても変わるものではなく、このような悩みと苦しみに寄り添い、依頼者のために汗を流し、依頼者 のために事件解決、処理を進めることは第一に考えられるべきであると考え、当事務所の行動指針として利他の心を大切にすることを掲げさせていただきました。

当事務所は、行動指針を徹底し、本当にいいリーガルサービス、紛争の防止・解決のための考え抜いた法務戦略をアドバイスし、実行することをお約束させていただきます。

代表 弁護士　松 谷 卓 也

顧問契約

法的知識、解釈の専門性だけでなく、紛争の解決、予防のための提案力、相談し易さ、フットワークの軽さの観点から顧問弁護士をお選びください。当事務所は専門的かつ戦略的観点からの紛争の予防、解決のための具体的方策を立案する社外法務部として、貴法人の更なる発展に寄与させていただきます。

サービス内容

- 法律相談、簡易な書面のリーガルチェック
- 電話、メール相談可
- 経営者個人の相談
- ホームページに弁護士名（事務所名）掲載可
- セミナー、法改正等に関する情報提供
- 個別案件依頼時における弁護士費用の割引
- 経営会議への出席

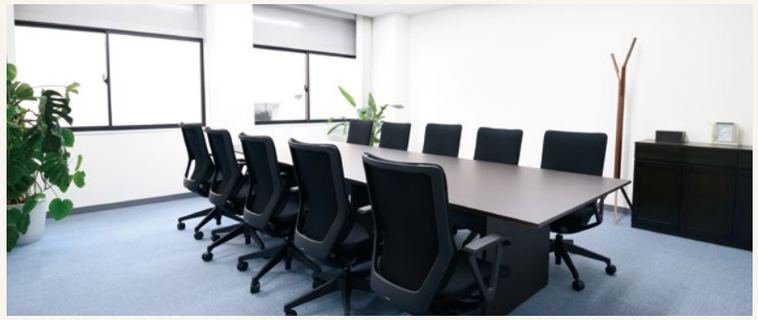

※サービスの内容は顧問料、相談件数の見込み、企業規模等により異なりますので、全てのサービスが一律に提供されるわけではありません。詳細はお問い合わせ下さい。

顧問契約のメリット

[企業の実情に即した助言]

継続的にご相談いただくことにより、貴社の業務内容、組織体系、経営状況等の現状を把握したうえで適切な助言を行います。

また、顧問契約締結によりスピーディーに日々の業務や契約締結等に際しての疑問点、問題点を確認、相談することができ、紛争予防のためにも有用です。

[経営全般の相談]

経営者の責任は重く、孤独な立場となりがちです。社内で分からない、解決できない問題は、最終的に経営者が責任をもって決めていかなければなりません。

このような問題については、顧問税理士に相談している経営者が多いと思いますが、税理士は税務のプロであるものの、紛争解決や法律問題全般のプロではありません。紛争、税務以外の法律問題、企業経営に伴って生じる税務以外の悩みについては、法律全般や紛争解決、予防法務に通ずる顧問弁護士への相談が適切です。

法律問題かどうかわからない、どの専門家に相談したらよいのか分からない場合も気軽にご相談ください。必要であれば適宜、他の専門家とも連携させていただきます。

[コンプライアンス体制の構築]

コンプライアンス体制の構築は経営者に課せられた使命です。コンプライアンス体制を構築し、実効性のあるものにするためにも顧問弁護士をご活用下さい。

[コストダウン及び専門性]

専門の法務部を作る場合よりも遥かに低コストに、社内法務部よりも専門的な観点からの紛争予防、解決のための具体的方策を提案させていただきます。

企業法務

契約書の締結や新たなスキームを実行する際、法律面から検証し、専門家によるコンプライアンスチェックを受けないことは、夜道を無灯火の車で走行するようなものです。法律専門家によるライトとして、契約書の作成、チェックや法律意見書の作成、契約締結交渉、株主総会の開催等の企業法務全般について、当事務所をご活用下さい。

- 契約書作成、リーガルチェック
- 意見書作成
- 株主総会
- 危機管理対応
- 内部通報制度

労　　務

労働問題は、初動対応を誤り、労働問題が長期化、深刻化した場合、単純な金銭面だけでなく、企業内全体における士気、統制、コンプライアンス違反の顕在化、将来的な労働問題の再発など、多くのマイナスの波及効果が生じる要因となるため、金銭面だけにとらわれない、将来を見越した慎重な対応、戦略が必要です。貴社の労務管理体制の構築、対策のための戦略室として、当事務所をご活用下さい。

- 就業規則
- 懲戒処分
- 残業代
- 解雇
- 労働組合への対応

債権回収

債権回収においては、裁判外における交渉、仮処分、仮差押え等の保全手続、訴訟、強制執行手続など、債務者の状況、反応に応じた様々な方法が考えられ、債務者に応じた効果的な債権回収方法を検討し、スピーディーに対応する必要があります。当事務所は、個別事情に応じた効果的な債権回収の方法を立案し、迅速な対応を行わせていただきます。

- 民事保全
- 民事執行
- 各種担保
- 保証

損害賠償

企業が損害賠償請求を受ける場合、対応を誤れば、金銭賠償にとどまらず、信用問題としてレピテーショナルリスクも生じうるため、適切、迅速な対応が必要です。また、企業間の損害賠償にあたっては、契約書の内容だけでなく、契約に至った経緯、企業活動の内容、損害の実態を踏まえる必要があり、企業活動への理解が重要となります。当事務所では、企業活動に関する理解を前提に、段階に応じた戦略的かつ具体的なサポートをさせていただきます。

- 使用者責任
- 製造物責任
- 建築紛争
- 不正競争防止法
- 交通・漏水・介護等の事故

事業譲渡・承継

他社への事業譲渡（売却）による経営体制の安定、他社から事業譲渡を受ける（買収する）ことによる事業拡大、後継者問題の解決等のための事業承継について、貴社の具体的状況に合わせたスキームの提案、条件面での交渉、契約書の作成、チェック、事業譲渡・承継において生じうる種々の法的リスクの洗い出し、リスクの見える化（意見書作成）等を行い、適切かつ具体的なアドバイス及びサービスを提供させていただきます。

経営理念

本当にいいリーガルサービス、
紛争の防止・解決のための考え抜いた法務戦略
をアドバイスし、実行します。

ビジョン

神戸におけるリーガルサービスのスタンダードを変えていく法律事務所

行動指針

1. 依頼者への分かり易い説明と丁寧なヒアリングにより真のニーズを汲み取ります
2. 問題解決のための法務戦略を具体的に立案します
3. 利他の心を大切にします
4. スピード感、解決力にこだわります
5. 社会正義の実現への貢献
6. プロとしての自己研鑽、協働

Q&A

Q 弁護士が対応してくれるのは紛争時の代理人としての対応だけですか?

A 当事務所では、紛争発生前の予防法務として契約書の作成、チェック、スキームのリーガルチェック（意見書作成）、各種法務コンサルティングも行っています。

Q 電話、メール相談は可能ですか?

A 電話やメールのみの法律相談は、承っておりません。但し、顧問先企業については、電話やメールのみにての法律相談もお受けしております。

Q パンフレット記載の業務以外の案件は対応してもらえますか?

A 幅広く対応しています。詳細はホームページ（「神戸明石町法律事務所」で検索下さい）をご覧下さい。

Q 企業ではなく個人の相談は可能ですか?

A 個人依頼の労働問題、交通事故、離婚、成年後見、相続、個人間の損害賠償問題等も幅広く対応しています。